「介護職員等処遇改善加算」等の職員処遇改善への取組みについて

令和 8 年 4 月

【基本的な考え方】 令和 6 年度の介護報酬改定において処遇改善関連加算が新「介護職員等処遇改善加算」へと一本化され、職種を問わない柔軟な配分が可能となりました。また、昨今の全産業平均年収のベースアップや物価高騰への対応といった世間一般の動向を踏まえ、当法人においても全職員の働きがい向上と継続的な処遇改善を図る必要があります。

これまで当法人では、所定の要件を満たす介護職員（F 職員）に限定して手当の増額を行ってきましたが、法人内で推進している「F プロジェクト」の意義（現場の中核を担う職員を高く評価する仕組み）は引き続き重視しつつ、令和 8 年度（R8 年度）より支給対象を「介護職員以外の全職種」にも拡大し、チームケア体制の強化と法人全体の定着促進を図ります。

【支給対象とグループ分け】 世間一般の役割・能力に応じた評価制度（職能評価）の考え方を取り入れ、対象者を以下の 3 つのグループに再編し、手当を支給します。なお、各グループ間で所定の傾斜を設け、それぞれの対象者への支給金額は異なります。

① グループ A（経験・技能のある中核職員） ・F 職員（※1）のうち、当法人勤続 10 年以上かつ介護福祉士保有者 ・介護職員以外の専門職（※2）のうち、当法人勤続 10 年以上の者

② グループ B（その他の介護職員・専門職） ・F 職員（当法人勤続 10 年未満、介護福祉士保有者） ・上記①以外の F 職員、および一般の介護職員 ・上記①以外の介護職員以外の専門職（※2）

③ グループ C（その他の支援職種） ・上記①②に該当しない職種（事務職など法人運営を支える全職員）

※1「F 職員」とは：早出・日勤・遅出・夜勤すべてのシフトを過不足なく勤務できる常勤介護職員を指します。 ※2「専門職」とは：看護職員、ケアマネジャー、生活相談員等を指します。

【その他】 ※勤続年数は、R8.4.1 現在を基準とし、R9.3 までの勤続月数は考慮しません。R8.4 以降の勤続年数の基準も同様とします。 ※上記内容は、加算報酬の変動・利用者数変動・職員数変動、および世間一般の経済動向や賃金水準の変動等の要因により大きく影響を受けるため、年度途中、または R9 年度（2027.4）以降において支給内容・支給方法を変更する場合があります。

以上